

周南市消防機関設置条例の一部を改正する条例制定について

周南市消防機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市消防機関設置条例の一部を改正する条例

周南市消防機関設置条例（平成15年周南市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第4条の表周南市西消防署の項管轄区域の欄中「宮ノ前一丁目」を「宮の前一丁目」に改め、「宮の前二丁目」の次に「、富田新町一丁目、富田新町二丁目」を、「浜田一丁目」の次に「、浜田二丁目」を加える。

附 則

この条例は、令和5年2月4日から施行する。

(参 考)

周南市消防機関設置条例新旧対照表

現行			改正案		
(消防署の名称、位置及び管轄区域) 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			(消防署の名称、位置及び管轄区域) 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
(略)			(略)		
周南市西消防署	周南市富田一丁目1番2号	川崎一丁目、土井二丁目、 <u>宮ノ前一丁目</u> 、宮の前二丁目、中央町、政所一丁目から政所四丁目まで、桶川町、清水一丁目、清水二丁目、古川町、川手一丁目、川手二丁目、古市一丁目、古市二丁目、古泉一丁目から古泉三丁目まで、花園町、野村一丁目から野村三丁目まで、野村南町、椎木町、道源町、三笹町、渚町、臨海町、開成町、竹島町、温田一丁目、温田二丁目、富田一丁目、富田二丁目、日地町、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、港町、小川屋町、丸山町、坂根町、河内町、新堤町、大神一丁目、大神二丁目、	周南市西消防署	周南市富田一丁目1番2号	川崎一丁目、土井二丁目、 <u>宮の前一丁目</u> 、宮の前二丁目、 <u>富田新町一丁目</u> 、 <u>富田新町二丁目</u> 、中央町、政所一丁目から政所四丁目まで、桶川町、清水一丁目、清水二丁目、古川町、川手一丁目、川手二丁目、古市一丁目、古市二丁目、古泉一丁目から古泉三丁目まで、花園町、野村一丁目から野村三丁目まで、野村南町、椎木町、道源町、三笹町、渚町、臨海町、開成町、竹島町、温田一丁目、温田二丁目、富田一丁目、富田二丁目、日地町、平野一丁目、平野二丁目、浜田一丁目、 <u>浜田二丁目</u> 、港町、小川屋町、丸山町、坂根

現行			改正案		
		福川一丁目から福川三丁目まで、皿山町、社地町、福川中市町、上迫町、本陣町、若山一丁目、若山二丁目、御姫町、新地町、西栴町、新田一丁目、新田二丁目、福川南町、羽島一丁目から羽島三丁目まで、かせ河原町、中畷町、室尾一丁目、室尾二丁目、長田町、大字福川、大字夜市、大字戸田、大字湯野、大字馬神、大字米光、大字埜、大字夏切、大字高瀬、西千代田町・川崎二丁目・川崎三丁目・大字富田・江口三丁目・御影町のうち富田川以西、大神三丁目・大神五丁目・大字小畑のうち国道489号線以西、土井一丁目のうち神代川以南、大字下上のうち神代川以南、国道2号線以南及び富田川以西の区域（島しょ部は除く。）			町、河内町、新堤町、大神一丁目、大神二丁目、福川一丁目から福川三丁目まで、皿山町、社地町、福川中市町、上迫町、本陣町、若山一丁目、若山二丁目、御姫町、新地町、西栴町、新田一丁目、新田二丁目、福川南町、羽島一丁目から羽島三丁目まで、かせ河原町、中畷町、室尾一丁目、室尾二丁目、長田町、大字福川、大字夜市、大字戸田、大字湯野、大字馬神、大字米光、大字埜、大字夏切、大字高瀬、西千代田町・川崎二丁目・川崎三丁目・大字富田・江口三丁目・御影町のうち富田川以西、大神三丁目・大神五丁目・大字小畑のうち国道489号線以西、土井一丁目のうち神代川以南、大字下上のうち神代川以南、国道2号線以南及び富田川以西の区域（島しょ部は除く。）
(略)			(略)		